

防人1第9162号
16. 11. 5
改正 防人1第1653号
17. 3. 9
改正 防人1第2488号
18. 3. 27
改正 防人計第354号
19. 1. 9
改正 防人計第9093号
21. 7. 29
改正 防人服第7878号
26. 5. 30
改正 防人服第11139号
26. 7. 24

長官官房長
各局長
各防衛参事官
施設等機関の長
各幕僚長 殿
統合幕僚会議議長
技術研究本部長
契約本部長
防衛施設庁長官

事務次官

防衛省市ヶ谷地区自衛隊殉職者慰霊碑への献花等について（通達）

標記について、別添のとおり定められたので通達する。

防衛省市ヶ谷地区自衛隊殉職者慰霊碑への献花等の実施要綱

(趣旨)

- 1 この要綱は、着任し又は離任する防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、防衛事務次官、防衛審議官及び統合幕僚長（以下「離着任をする幹部」という。）並びに荣誉礼及び礼砲の実施要綱について（防人1第1726号。45. 8. 7）に基づき荣誉礼及び特別儀じょうを行う対象となる外国の高官（以下「外国高官」という。）が、防衛省市ヶ谷地区自衛隊殉職者慰霊碑（以下「慰霊碑」という。）への献花又は拝礼（以下「献花等」という。）を行う際の、案内係等の担任区分、献花等の実施要領、自衛官の服装及びけん銃等の携行等に関し必要な事項を定めるものとする。

(案内係等の担任区分)

- 2 離着任をする幹部又は外国高官（以下「離着任をする幹部等」という。）が慰霊碑への献花等を行う際の担任区分は、次の表の左欄に掲げる係等名の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

係等名	担任区分
案内係	陸上、海上又は航空自衛隊の幹部自衛官1名が持ち回りで担任
献花補助係	陸上、海上又は航空自衛隊の隊員1名が持ち回りで担任
整列隊員	陸上、海上及び航空自衛隊の曹又は士たる自衛官がそれぞれ6名で担任
音楽隊又はらっぱ手	陸上、海上又は航空自衛隊の音楽隊又はらっぱ手（以下「音楽隊等」という。）が持ち回りで担任
備考	
1 案内係、献花補助係及び音楽隊等は、慰霊碑への献花等を行う者が軍人である場合は、国防大臣、統合参謀本部議長、在日アメリカ合衆国軍司令官及びこれらと同様の職務にある者であるときを除き、その軍種に合わせた陸上、海上又は航空自衛隊が担任する。	
2 音楽隊等の運用上持ち回りで担任することができない場合又は儀礼上の観点から他の係等が必要な場合における担任区分はその都度、別に示す。	

(献花等の実施要領)

- 3 離着任をする幹部等が慰霊碑への献花等を行う場合の実施要領は、次のとおりとする。
- (1) 案内係は、別図に示す出迎え位置（以下「出迎え位置」という。）において待機し、離着任をする幹部等を、別図に示す案内係の経路に従い案内を行うものとする。
 - (2) 献花補助係は、離着任をする幹部等が献花を行う場合において、別図に示す待機位置（この号において「待機位置」という。）において待機し、当該離着任をする幹部等に花束を手渡した後、当該待機位置において待機するものとする。
 - (3) 整列隊員は、別図に示す整列隊員整列位置において整列し、案内係の号令により、姿勢を正す敬礼を行うものとする。
 - (4) 音楽隊等は、別図に示す音楽隊等整列位置に整列し、離着任をする幹部等が、出迎え位置に到着してから、別図に示す離着任をする幹部等の移動経路に従い慰霊碑への献花等を行った後、当該出迎え位置から離去するまでの間、慰霊碑への献花等に適した曲を奏するものとする。

(自衛官の服装)

- 4 離着任をする幹部等が慰霊碑への献花等を行う際の案内係、献花補助係、整列隊員、音楽隊員等の自衛官の服装は、次のとおりとする。
- (1) 案内係及び整列隊員の服装は、自衛官服装規則（昭和32年防衛庁訓令第4号。以下「服装規則」という。）第5条第6号に規定する甲武装（以下「甲武装」という。）とする。
 - (2) 献花補助係の服装は、服装規則第5条第4号に規定する通常礼装とする。
 - (3) 音楽隊等の服装は、甲武装又は服装規則第5条第10号に規定する通常演奏服装とする。

(けん銃等の携行)

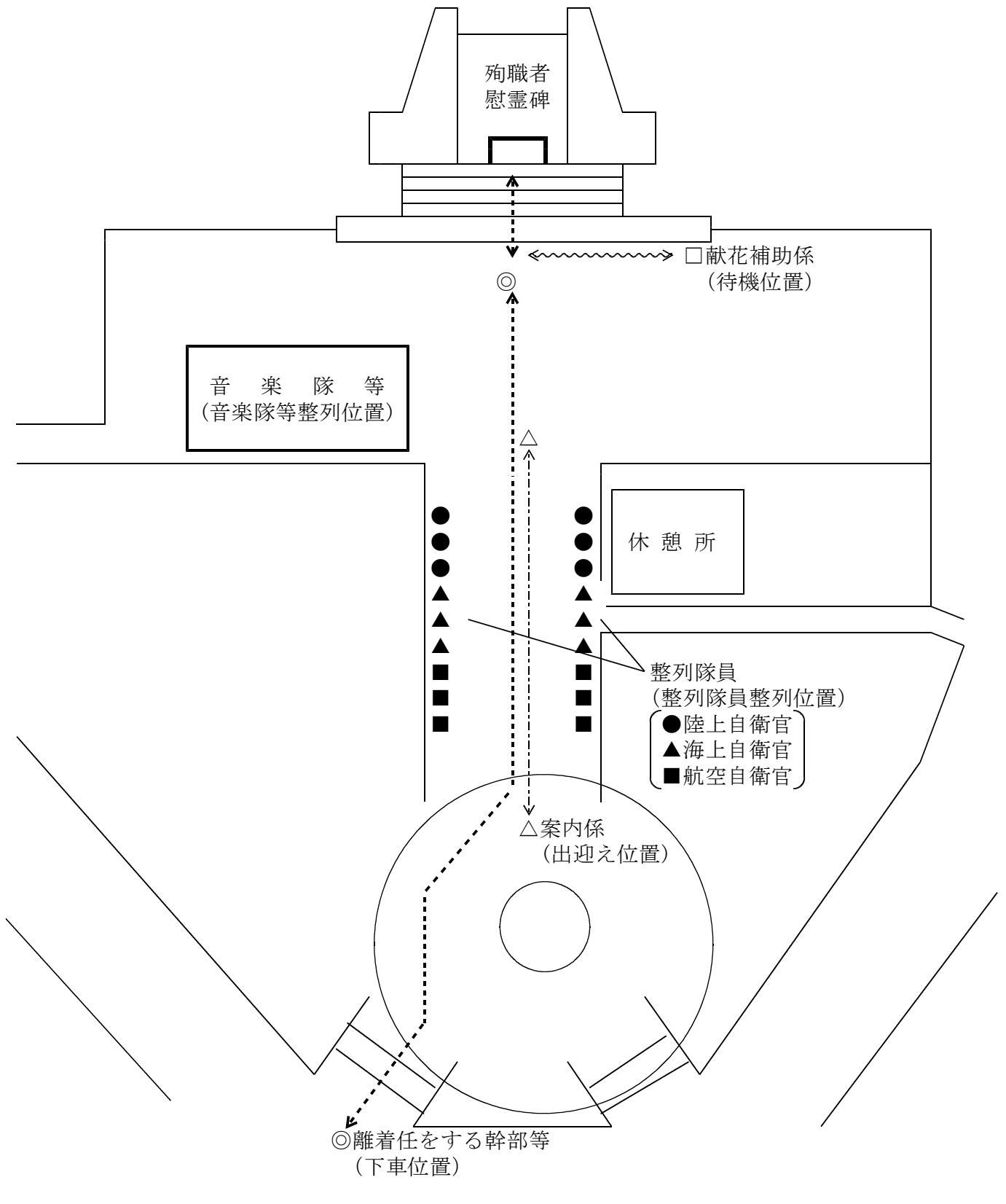
- 5 案内係はけん銃を携行し、整列隊員は小銃を携行するものとする。

(委任規定)

- 6 陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）は、この通達の実施に関し、陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の部隊及び機関又は当該部隊及び機関の勤務の性質上特に必要があると認める場合は、防衛大臣の承認

を得て、この通達の特例を認めることができる。

7 前項に定めるもののほか、この通達の実施に関し必要な事項は幕僚長が定める。



凡例

- 1 ◀-----▶ は、離着任をする幹部等の移動経路を示す。
- 2 <-----> は、案内係が離着任をする幹部等を案内する経路を示す。
- 3 <~~~~> は、献花補助係の移動経路を示す。